

Weekly Report

テーマ／メンバー卓話：堀口久君

■日 時／2011年4月28日(木)7:30～ ■場 所／カトリック布池教会内聖ヨゼフ館



2010-11年度国際ロータリーテーマ

地域を育み、大陸をつなぐ

2010-11年度クラブ運営方針

「与え続ける心を持とう」

会 長：青木 昭憲
副会長：田中 利幸
幹 事：岡田 浩人
例 会：毎週木曜日
会 場：カトリック布池教会内聖ヨゼフ館
住 所：名古屋市東区葵1-12-23
電 話：052-935-7790

第274回例会(第39回)

例会出席率

今 回 (4/28)		前 回 (4/21)		前々回 (4/15)	
会員数	25名	会員数	25名	会員数	25名
出席数	13名	出席数	17名	出席数	16名
欠席数	12名	補填数	4名	補填数	6名
出席率	52.0%	出席率	84.0%	出席率	88.0%

今月のお誕生日

2日 加藤 憂利子 さん 3日 田中 由佳里 さん
28日 山田 真 君

ビジター紹介

本日はいらっしゃいませんでした

次回例会案内(第40回)

- 開催日時／2011年5月12日 19:00～
- 開催場所／聖ヨゼフ会館
- テ ー マ／名古屋RAC合同例会

ニコボックス報告

年 間 予 算	前回までの累計	本日
450,000円	265,000円	22,000円

越野君 堀口さん卓話よろしくお願いします。花見例会後の飲代含む
岡田君 同上
山田君 今日誕生日です。青木会長、昨日はごちそうさまでした。青木会長、中島、ありがとうございます。がんばります。
藤田君 AG杯
田中君 堀口さん卓話よろしくおねがいします。大門さんAG杯幹事ごくろうさまでした。

会長挨拶

青木昭憲



青木会長より挨拶がありました。

卓話

堀口久



本日は、やはり時節柄、東日本大震災に関わる問題を取り上げたいと思ひまして、「震災に伴う法律問題」というテーマでお話をさせていただこうと思ひます。

【弁護士会の災害復興支援活動について】

弁護士という職業の場合、震災復興との関わりは極めて薄いように思われるのではないかと思

幹事報告

岡田浩人

- ・4月27日(水)AG杯が開催されました。
- ・4月27日(水)4月度理事会が開催されました。

いますが、実は、日本弁護士連合会は、本年度の最重要・最優先課題に東日本大震災の復興支援を挙げておりまして、実際に種々の支援活動をスタートさせています。

被災地の地元の弁護士会のほか、東京・大阪などでも被災者のための法律相談を実施しており、ここ名古屋でも、毎日朝から夕方まで、弁護士会館に弁護士が張り付いて、被災者のための無料電話相談に対応しています。少なくとも5月末までは続ける予定です。

また、これからゴールデンウィークに入りますが、この期間中に、現地への弁護士の派遣ということも予定されておりまして、愛知県弁護士会からも10名の弁護士が被災地に入ることになっています。東北電力の原発があることで知られる女川町や、石巻市、仙台市などの避難場所に行き、被災者の方の法律相談に応ずるというものです。

【震災法律相談の特徴について】

この大規模災害時の法律相談は、通常の法律相談とはだいぶ異なる部分があります。

まず、対象となる事象が、平時であればお目に掛からないようなものばかりで、自分たちのそれまで経験・知識の範囲内では対応できないものも多いことです。

また、災害時にしか適用されない法律がたくさんあります。災害救助法、激甚災害法、被災者生活再建支援法などです。これらについても、ある程度の知識が求められます。さらに、今回の震災に関していえば、原子力災害における損害賠償等の法律知識も必要になってきます。

これに加えて、当然これだけの未曾有の大災害ですから、阪神大震災のときと同様、新たに被災者支援・復興支援のための立法がなされるはずで、そういった動きもフォローしておかなければなりません。

それと、法律相談といっても、単に法的なアドバイスを与えるというだけでなく、心のケアに配慮した対応が必要になります。これは、別にこういった事態でなくても、通常の法律相談でもカウンセリング的な要素は当然考慮しなければならないわけですが、震災時の法律相談の場合にはなお一層そういった配慮が重要になってきます。

こうしたことから、日弁連では、現在、矢継ぎ早に研修を行っていき、東京の日弁連会館でやった研修を地方にはネット配信したり、ストリーミング配信で同時中継したりしています。昨日の午後6時から午後8時までも、法律相談における被災者の心のケアをテーマに、災害看護の専門家の方の講義を行っていました。

【設例について】

さて、今日は、大規模災害時に発生する法律問題の幾つかを取り上げて、お話をさせていただこうかと思えます。レジュメに6つ挙げさせていただきましたので、その順番でお話いたします。

Q1 リース物件の滅失

「震災によってリースした機械が壊れてしまいました。もうリース料の支払はしなくて良いですか。」

これについては、どのように考えたらよいでしょうか。

リースというのは、賃貸借類似の契約であり、民法の原則からいけば、もう借りているものが使えなくなったのなら、代金も払わなくていいという理屈になります。

しかし、たぶん皆さんがリースをする際には、必ずリース契約書というのに判を押しているはずで、その契約書を見ていただければ、不可抗力でリース物件が使用不能になったとしても、リース料の支払は免れませんよという条項が必ず入っているはずで、この条項の効力によって、リース物件が使えなくてもリース料の支払は続けなければなりません。

これは、一見すると、民法の原則を大転換する極めて不当な条項のようにもみえますが、実はそうとも言えないのです。通常の賃貸借というのは、貸主がもともと持っているものを借りたい人に貸すというのですが、リースの場合は異なります。リースする人が「これを使いたい」というものを貸主に貸主名義で買った上で借り受ける形をとるというものであり、形式上賃貸借のような形が取られてはいるものの、実態としては、借主が当該物件を購入するに当たって資金融通を受け、月々割賦払いすることで済むようにするというもので、金融の一種と考えられるものなのです。そうしますと、実質的に見れば借主の購入物件が滅失してしまったということであり、その不利益を借主が負担するのはやむを得ないこと、逆にリース会社からすれば、そこまで負担しては商売にならないということになるわけです。

Q2 震災による倒壊と賠償責任

「地震により、自己所有地内に建っていたブロック塀が倒れ、隣の家の壁が傷ついてしまいました。隣人に修理費を支払わなければならないのでしょうか。」

土地上の工作物が倒壊などして他人に損害を与えた場合、民法の原則に従うと、土地の所有者には無過失責任が認められることになります。土地所有者が責任を免れるためには、工作物の設置・保存に「瑕疵」がなかったことを立証しなければならず、これはかなりハードルが高いです。

ただ、大地震における工作物責任については、過去に裁判例があり、震度5程度の地震で倒壊したなら責任は免れないが、震度6の地震であれば不可抗力として土地所有者は責任を負わないということが判示されています。したがって、これが一応の基準になるのではないかと思います。ただ、これは昭和50年代の裁判例であり、現在において果たしてどこまで通用

するかは考えておく必要があります。当時は震度6の地震といえば稀有な大地震であったでしょうけど、最近では震度6強の地震も別に珍しくもなくなってしまいました。先日も富士宮で震度6強の地震が起きましたが、東日本大震災に隠れてほとんど注目してもらえませんでした。今の時代には今の時代にあった「不可抗力」の判断がなされることになるかと予想されます。近隣の家の塀が全部大丈夫なのに、1軒だけ倒壊していれば、その工作物に瑕疵があったからだだと判断されやすくなるでしょう。

Q3 倒壊した建物の撤去

「津波によってどこから建物が流されてきて、自宅敷地部分に瓦礫が残ったままになっています。自分で勝手に撤去してもよいでしょうか。撤去費用について、元の建物所有者に請求することはできるでしょうか。」

たとえ自分の所有地上にあるものといえども、他人の所有物を勝手に処分してはならないというのが法律上のルールです。したがって、理屈からいえば、訴訟等の法的手続をとって、その執行として処分しなければならぬということになります。また、処分費用についても、判例上は、不可抗力でそのような事態に至っているのであれば、物件の所有者に撤去費用を負担させることはできないという立場が取られているようです。

ただ、今回のような大規模震災の場合には、瓦礫の撤去も官の手で進められており、あきらかな瓦礫だとか、あきらかに壊れてしまっているクルマだとかの場合には、勝手に移動・撤去してもいいですよということを国が通達のようなもので示しています。市役所等の費用により（これは最終的には国のほうで負担することになるようですが）撤去がしてもらえらるということですので、それに委ねるというのが正解なのかなあとと思います。

Q4 建築中の建物の倒壊

「自宅の建築中に大地震により建物が倒壊してしまいました。建築代金の支払はしなくても済むのでしょうか。」

民法の原則からいけば、請負契約というのは、請負人のほうに仕事を完成させて発注者に引き渡す義務があり、発注者はこれに対して請負代金を支払う義務があるという作りになっていますから、請負人のほうが仕事を完成させない以上、発注者には代金の支払義務はないということになります。

ただ、この点も、請負契約書内の定めで修正がほどこされている場合があります。ある程度の規模の建物建築なら、四会連合約款を適用させることにしていたりすることが多いでしょうが、その場合には、約款中に、途中で不可抗力で建築ができなくなった場合の精算に関する規定が置かれていますので、その適用場面ということになります。

Q5 震災を理由とした社員の欠勤

「社員が震災を理由に欠勤しています。欠勤をしても給料を支払わなければならないのですか。また、欠勤を理由に解雇することはできますか。」

労働者が労働に就かないことについて使用者側に責任がないのであれば、欠勤中の給料支払義務は負わないのが原則です。他方、欠勤について労働者側の落ち度によるものでないのであれば、使用者側としては欠勤を理由に解雇することはできないということになります。

Q6 事業所の倒壊による休業

「震災で事業所が倒壊してしまったことから、社員には一時帰休（レイオフ）を言い渡しました。レイオフ期間中、給料は支払わなければならないのでしょうか。」

これについても、労働ができないことについて使用者側の責任によるものではない場合であれば、使用者側には給料支払義務はないと考えることになろうかと思えます。労働基準法でも、「使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手当を支払わなければならない。」と定めており（第26条）、あくまで、休業手当の支払義務が発生するのは「使用者の責に帰すべき事由による休業の場合」ということになっています。

労働者の側では、今回の大震災のような場合には、一時的な休業でも失業保険の利用が可能ですので、それを利用するという手があります（ただし、雇用保険加入期間がリセットされてしまうことに注意）。また、震災が原因で事業規模が縮小して休職を余儀なくされたような場合には、使用者の側で休業手当を出すことで、国から7割前後の助成が得られる制度もありますので、これを利用するという方法も考えられます。

以上、時間の関係で駆け足になりましたが、震災の場合に、特に事業者としてよく出会うであろう法律問題のいくつかについて取り上げさせていただきました。